

後進中前進 の発令があ おいて、そ の発令があ つてから		前進中後進 の発令があ おいて、そ の発令があ つてから		所要時間 (秒)	
クラッチが脱離されるまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、前進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間	推進軸が逆転を開始するまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間	クラッチが脱離されるまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、前進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間	推進軸が逆転を開始するまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間	船の長さが二メートル未満の場合	船の長さが二メートル以上四メートル未満の場合
七〇	五〇	四〇	一五	七〇	一〇〇
七〇	五〇	五〇	二〇	七〇	一〇〇
一四〇	九〇	八〇	三五	一三〇	一八〇
七〇	五〇	四〇	一五	七〇	一〇〇
七〇	五〇	五〇	二〇	七〇	一〇〇
一四〇	九〇	八〇	三五	一三〇	一八〇

区 分

クラッチが脱離されるまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、前進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間

推進軸が逆転を開始するまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間

船体が停止するまでの所要時間

後進の回転数が規定回転数の百分の八十五に達するまでの所要時間

クラッチが脱離されるまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、前進試験においてクラッチの操作を行わない漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間

推進軸が逆転を開始するまで(可変ピッチプロペラを装備し、かつ、推進軸が逆転しない推進器を装備する漁船にあつては、当該可変ピッチプロペラの翼角が〇度となるまで)の所要時間

船体が停止するまでの所要時間

前進の回転数が規定回転数に達するまでの所要時間